## 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 (7月分) オンライン申請マニュアル

ご案内

- ◆提出が必要な書類一覧 (提出書類をご準備の上、電子申請を行ってください。)
- ①埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 給付申請書 (※当サイトより電子申請の場合は不要です)

#### ②本人確認書類【個人事業者のみ】

以下のいずれかの書類のコピー又は写真(住所の確認ができるもの) 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)、写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面)、在留カード、 特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住 民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

●運転免許証(両面)

●パスポート+住民票



#### ③酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、 口座名義人(カナ)が分かる通帳等のコピー又は写真

※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。 ※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。







#### ④ – 1 【基準月:2019年又は2020年】売上が確認できる書類のコピー又は写真

#### 確定申告書類

- (中小法人等の場合)
- ・法人税の確定申告書別表一の控え
- ・法人税の事業概況説明書の控え(両面)







- (個人事業者の場合)
- ・所得税の確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書(2枚:1・2ペーページ目)(青色申告の場合に限る)



※2019年と2020年を基準年とする場合は両方提出していただく必要があります。

- ※確定申告書第一表の控えには収受印が押印(税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字)されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知(メール詳細)の添付が必要です。
- ※個人事業者では、お持ちの確定申告書に収受日付印(受付日時の印字)が押されていない場合又は、 受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明 書(その2所得金額用)」を提出することで代替することができます。この場合、収受日付印のない確定 申告書類の控えと納税証明書を提出してください。
  - 中小法人等では、月間収入が確認できる書類(税理士による署名がなされたもの)を提出することで代 替することができます。
- ※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の履歴事項全部証 明書を併せて提出してください。
- ※マイナンバーが記載されている場合は、該当部分を黒塗り等してください。

ご案内

#### ④-2【対象月:2021年】帳簿書類、売上台帳等

※基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されているものを提 出してください。形式の指定はありません。

※帳簿書類、売上台帳等で2021年の7月の売上を確認しています。

<売上台帳として確認できる書類の例>

・経理ソフトから抽出した売上データ

・エクセル等で作成した売上データ、手書きの売上帳の写しなど

(例)売上台帳		2021年7月		
売上日	摘	Ę	売上	
4月1日	OO店	商品A	11,000	
4月5日		商品B	55,000	
4月12日	(株)◆◆	商品A	38,500	
4月20日	000協力金		100,000	×
4月19日	(株)◆◆	商品A	55,000	
4月26日	(株)◆◆	商品B	55,000	
4月30日	◇◇◇店	商品A	165,000	
4月計			479,500	
	479,500	-100,000 (OC	)〇協力金)=	
			379,500	

※新型コロナウイルス対策に関連する給付金等は売上に計上しない

#### <u>⑤酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引を</u> していることがわかる書類のコピー又は写真

【基準月:2019年又は2020年の書類をご提出ください】

(例)請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など

※反復継続した取引とは、基準月における取引が月に2回以上あるものを指します。ただし、取引の形態に よって複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引のみでも可とします。

※記載する取引内容が確認できる書類(納品書、領収書等)について、各月1回の取引分の資料を提出 してください。

※酒類が含まれない取引は、取引実績にカウントしません。

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供停止等を伴う休業・時短要請に応じた飲 食店等との取引が対象となります。対象時期や区域にご注意ください。

なお、埼玉県内は全域の飲食店等が対象となりますので、県内の飲食店等との取引がある場合は優先し て入力してください。

※飲食店等との取引が間接である場合には、飲食店等との間に経由した全ての事業者等との取引内容が確認できる書類を提出してください。

〒123-456 東京都● 株式会社 下記のとおり、	7 ●区●● 社サイ - M品致い ¥	町123 タマレストラ ます。 <b>759.000</b>	●●● <i>ビル?</i> ?ン御中	<b>h</b>	納	品 :	書(例)	<u>納品No 1234567990</u> <u>約品日 2010年気になって</u> 約品日 2010年気になってき 株式会社埼玉産業 T122-557 項玉減金・再・●系1-1-1 OOCビル1商	間接取引の場合は飲食店等との間に経由した <u>全ての事業者等との取引内容</u> が確認できる書類を提出してください。
支払条件	月末禘	め翌月末払い						TEL:01-2345-6780 FAX:01-2345-6780	例・由請者 X → 卸売 Y →飲食店等 7 の取引の場合。
	_								
8	55	8	数量	単位	华恤	± 30	HI 92	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	▲ XからVに対すろ納品書や請求書に加えて
000000	) )-#		10	11 17 v h	9,000	600.000	1000000000	000000000000000000000000000000000000000	
								0000000000000000	①Yからフに対する納品書や請求書
									(2) Y が X から購入した商品をフ に販売したことを認める書類
								小 計 690,000	のいすれか
								税率 10%	
								消費税 69,000	
	_		1					A 81 739,000	

ご案内

#### <u>⑥酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真</u> <u>(例:酒類販売業免許通知書、酒類製造免許通知書、酒類販売業免許資格証明書等)</u>

※「酒類販売管理者標識」ではありません。お間違えのないようご注意ください。 ※酒類販売業免許又は酒類製造免許を紛失した場合は免許を申請した税務署で資格証明書の発行を受 けることは可能です。手続き方法等につきましては、各税務署にお問い合わせください。

#### ⑦【売上減少率50%以上の月がある場合】 月次支援金の給付通知書(月次支援金の振込みのお知らせ)のコピー又は写真



## 1.支給対象の確認

1.TOPページにて中ほどの「申請方法について」の項目内にある赤枠内の 「こちらの支給対象の確認」をクリックして申請を開始してください。



※4・5・6月分を既に申請頂いている方も「新規利用登録」から申請をお願い致します。

・ はじめての方へ	申請者情報登録	ログイン
<ul> <li>◎ ログイン →</li> <li>三 申請する</li> <li>● 哲約事項</li> </ul>	初めてオンライン申諸される方は、右下の【新規利用登録】が イン申諸を済ませている方は、ログインID、パスワードの入力」 ができます。なお、ログインID及びパスワードは忘れずに保管	らお進みくたさい。すでにオンラ により、申請状況を確認すること してくたさい。
* <u>監約事項</u>	■ログインID・パスワードをお持ちの方 ■初めての方	ī
● 申請確認 個人情報の取扱いについて	ログインID(E-mailアドレス)とパスワードを 入れてください。 ログインID: (スワード: ログイン	新規利用登録
	<ul> <li>パスワードを忘れた方はこちら</li> <li>※電子メールによるパスワードの通知を希望されない場合は センターまでお問い合わせください。</li> </ul>	、お手数ですが電話にてコール

# 2.(A) (B) に7月の月間売上をそれぞれ入力してください。3.国月次支援金の受給についてご回答頂き、「申請登録へ」をクリックしてください。(※売上減少率が50%未満の事業者はいいえを選択してください。)



本支援金は、売上減少率15%以上 (売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く) かつ 50%以上減少している月は、国月次支援金を受給している 事業者が対象です。

## 1.支給対象の確認



## 1.支給対象の確認

## 支給対象の場合

5.「申請者様の個人情報の取扱いについて」をご確認頂き、「承認する」をクリックしてください。 ※承認頂けない場合は申請ができませんので、ご了承ください。



1.申請種別を「個人事業者」「中小法人等」からご選択ください。 ※種別により入力項目が異なりますので、お間違いないようお気をつけ下さい。 ※登録後は種別の変更はできませんので、ご注意ください。



※入力例に従って申請者情報登録を行ってください。 ※登録後は変更はできませんので、ご注意ください。





【4・5・6月分申請状況】を入力してください。 ※酒類協力支援金(4、5、6月分)の申請が済んでいる場合は、以下の情報は入力いただく必要はありません。

⑥所有免許情報及び酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコ ピー又は写真

③振込先口座情報及び酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、 預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳等のコピー又は写真

④-1 売上が確認できる書類のコピー又は写真(【基準月】確定申告書類)
 注)事務手続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(6月)の同書類も提出してください。なお、6月分の酒類協力支援金の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。

【4・5・6月分申請状況】 * 4・5・6月分申請状況: 〇 申請済み 〇 未申請
【所有免許情報】※酒類協力支援金(4、5、6月分)の申請が済んでいる場合は、改めて入 力いただく必要はありません。
【酒類販売免許】氏名又は名称: 【酒類販売免許】販売場名称:
【酒類販売免許】販売場の所在地:
【酒類製造免許】製造者名:
Final and the Ast, whe Y is the Ast, and Ast, and Ast, and

酒類の製造又は販売にかかる免許の情報を以下に記入してください。※入力例に従って申請者情報登録を行ってください。※登録後は変更はできませんので、ご注意ください。

申請者の免許情報を確認するため、登録されている正確な情報を記載してください。

	【所有免許情報】	
	【酒類販売免許】氏名又は名称:	株式会社埼玉産業
	【酒類販売免許】販売場名称:	●●ショップ▲▲店
県名から入力してください。 	【酒類販売免許】販売場の所在地:	埼玉県さいたま市●●区1-2-3
	【酒類製造免許】製造者名:	
	【酒類製造免許】製造場名称:	
	【酒類製造免許】製造場の所在地:	

販売場又は製造場が複数ある場合は、 主要なものを1つお書きください。 2.すべての必要項目を入力し、必要ファイルをアップロードし、「確認画面へ」をクリック 3.内容に間違いが無ければ「登録」をクリックし、申請者情報登録は完了です。 ※申請手続きは完了しておりません。引き続き次ページ以降の順序で手続きが必要です。



 注)「④-2 売上が確認できる書類のコピー又は写真【対象月】帳薄書類、売上台帳等」
 「⑤ 酒類の提供停止を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引 をしていることがわかる書類のコピー又は写真」
 「⑦ 国月次支援金の給付通知書 (月次支援金の振り込みのお知らせ)のコピー又は写真」

は次の申請画面での提出となります。

1.自動で誓約事項確認ページに遷移いたします。 誓約事項本文が下記に表示されない場合は、お手数をお掛け致しますが、「誓約事項」と いう表示をクリックしてください。

・ はじめての方へ	誓約事項	項目一覧
<ul> <li>申請者情報確認</li> <li>✓</li> <li>✓</li> <li>ログアウト ・</li> </ul>	下記内容をご確認頂き、同意して頂ける場合は、 した後に、画面下部の「承諾する」をクリックし ※哲約事項本文が下記に表示されない場合 約事項」という表示をクリックしてください	<mark>選択項目欄(画面左側)中央の□をクリック</mark> てください。 は、お手数をお掛け致しますが、「誓 <sup>い</sup> 。
<ul> <li>三 申請する</li> <li>● 誓約事項</li> <li>● 誓約事項</li> <li>● 雪前</li> <li>● 申請確認</li> <li>● ● 申請確認</li> </ul>	→ 哲約事項	

2.誓約事項の内容をご確認頂き、選択欄のチェックボックス<u>3か所を全て</u>クリックし、 チェックを入れてください。

3.下部の「承諾する」ボタンをクリックして、誓約事項への同意は完了となります。

はじめての方へ	誓約事項	(哲約寧項)
申請者情報確認		
🕲 ログアウト・	下記内容をごび した後に、画師 ※話約事項オ	確認頂き、同意して頂ける場合は、選択項目欄(画面左側)中央の口をクリック 面下部の「承諾する」をクリックしてください。 ま文が下記に表示されない場合は、お手数をお掛け致しますが、「話
三 申請する	約事項」とい	う表示をクリックしてください。
誓約事項	• (北必須1月日)	
<ul> <li><u>监約事項</u></li> </ul>		(E) 直用
申請	利用者	加公司用
🦉 申請確認	*5%1015	
個人情報の取扱いについて	おり 単項 ・ 私は、「埼玉」 いて 哲約します	県酒類販売事業者等協力支援金」の給付を申請するに当たり、下記の内容につ す。 相違がないことを確認いただき、口をチェック(✔)してください。
	選択内	内容説明
	口 雅 認	以下の全ての要件に該当しています。 ①埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者です。 ②酒類販売業者又は酒類製造業者です。 (酒類販売業免許又は酒類製造業免許を有しています。) ③ 2 0 2 1 年 7 月に緊急事解計置又はまん延防止等重点措置が実施された区域 (ただし、埼玉県においては県内全域とする。)において、酒類の提供停止等を伴 う時短営業要講等に応じた飲食店等との直接・間接の取引があることによる影響を 要けています。 ③ 2 0 2 1 年 7 月の月間売上が2 0 1 9 年又は2 0 2 0 年の回月と比較して 1 5 %以上減少しています。また、売上が5 0 %以上減少している場合は国月次 支援金を受給しています。 ⑤ 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継 続する意思があります。 ⑤ 3 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継 続する意思があります。 ⑤ 5 3 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継 続する意思があります。 ⑤ 5 3 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継 続する意思があります。 ⑤ 5 3 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を継 続する意思があります。 ⑤ 9 4 年 7 月の月間売上が2 0 1 9 年 又は2 0 2 0 年 5 年 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 読載しています。 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続きま、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続き、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続きたため。 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行うており、引き続きたま、 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行うており、引き続きたま、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行うており、引き続きたま、県内で事業を修 5 2 0 2 1 年 4 月 1 日時点において事業を行うており、引き続きたま。 5 2 0 2 1 4 4 月 1 日時点において事業を行っており、引き続きたまま。 5 2 0 2 1 4 4 月 1 日時点において事業を行うており、ことないまました。 5 2 0 2 1 4 4 月 1 日時点において事業を行うており、ません。 5 3 回答は、1 2 2 5 2 5 2 5 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	口 確 :	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 津(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力(以下「暴 力団等」という。)に周しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していませ ん。
	□ 確 認	申請書類に記載した内容は事実と相違ありません。申請内容に虚偽が判明した場合 は、酒類協力支援金の返還等に応じます。 ※この場合、酒類協力支援金と同額の違約金の支払いを求められることがあります。
		承諾する



#### 7月分を申請

1.国月次支援金を受給している(売り上げが50%以上減少している場合)か「はい」「いいえ」のどちらかを選択してください。
 2.前項で「はい」を選択された方は申請番号を入力してください。
 3.2021年の売上と比較するための基準とする年を「2019年」「2020年」から選択してください。
 4.「基準とする年の7月の売上(A)」をご入力ください。(※月間売上の確認方法は次ページ)
 5.「2021年7月の売上(B)」をご入力ください。
 6.自動で減少額や申請金額が表示されますので、ご確認ください。



## 4.申請

1. 基準月(2019年又は2020年7月)の売上確認について

(1)中小法人等の売上を確認する場合 「法人事業概況説明書」にて月別の売上高を確認し、入力フォーム「基準とする年の 7月の売上(A)」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金 等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉 県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、除いてください。





## 4.申請

1. 基準月(2019年又は2020年7月)の売上確認について

(2)個人事業者(青色申告)の売上を確認する場合 「青色申告決算書」にて月別の売上高を確認し、入力フォーム「基準とする年の7月の売 上(A)」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金 等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉 県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、除いてください。



## 4.申請

1. 基準月(2019年又は2020年7月)の売上確認について

(3)個人事業者(白色申告)の売上を確認する場合 提出書類「所得税の確定申告書第一表の控え」にて売上確認を行います。 月間の事業収入ではなく、「年間の個人事業収入÷12」により算出した額が7月基準額と なります。この額を入力フォーム「基準とする年の7月の売上(A)」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金 等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉 県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、除いてください。



4.申請

2. 対象月(2021年7月)の売上確認について【中小法人等・個人事業者共通】

売上台帳等(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)にて確認を行います。この額を入力フォーム「2021年7月の売上(B)」に入力して ください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金 等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉 県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、当該現金給付の額を 除いて売上の金額を算出します。

(例)売上台帳

2021年7月

売上日	摘要		売上	]	
4月1日	00店	商品A	11,000	1	
4月5日	$\triangle \triangle \mathbf{E}$	商品B	55,000		
4月12日	(株)◆◆	商品A	38,500		高上宮友確認
4月20日	000協力金		100,000	*	※確定申告書の売上高に記
4月19日	(株)◆◆	商品A	55,000		載するものと同様の方法で算
4月26日	(株)◆◆	商品B	55,000		出したもの。
4月30日	◇◇◇店	商品A	165,000		
4月計			479,500		
	479,500-10	00,000 (00	〇協力金)=	_	
			379,500		対象

※新型コロナウイルス対策に関連する給付金等は売上に計上しない

※「埼玉県感染防止対策協力金」及び「埼玉県大規模施設等協力金」の 給付を受けている、もしくは給付を受けていなくても給付対象となっている 場合は本協力支援金の対象外となりますので、ご注意下さい。

4.申請



23

## 4.申請 ファイルアップロード

9.赤枠内にて該当項目のみをアップロードしてください。 10.全て入力、アップロードが完了したら、「登録」ボタンをクリックして、申請は完了です。

(注)事務手続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(2021年6月)分の売上が確認できる書類(帳簿書類、売上台帳等)を提出してください。

	※アップロードファイルの容量制限は9ファイル合計で20MBになります。 20MBを超える場合はメール添付にて事務局までお送り下さい。
添付書類については P2~P4をご確認の上、 アップロードをお願いします。	<ul> <li>     (3) 年数子続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(2021年6月)分の売上が確認できる書類(帳簿書類、売上台帳等)も提出してください。なお、6月分の酒類協力支援金の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。     (2) 本部の準項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されているものを提出してください。     *********************************</li></ul>
	登録

ご登録後、申請内容の修正・添付ファイルの修正がオンライン上で変更できなくなります。 ご登録前に今一度ご確認お願いします。

※修正等ございましたら、メールにてお問合せ下さい。 (※必ずお問い合わせ番号:005278-×××××××(7桁)をご記載下さい)

## 5.申請内容確認 ログイン

1.TOPページに左上の「ログイン」ボタンをクリックしてください。



2.申請時にご登録い 3.ログインが完了する	たたいたID(E-mailアドレス)とハスリードをご入力くたさい。 らと、自動で遷移致します。 申請者情報登録	በቻብን
<ul> <li>○ ログイン →</li> <li>三 申請する</li> <li>              手約事項      </li> <li> <u>竹約専項         </u> </li> <li>             申請         </li> </ul>	初めてオンライン申請される方は、右下の【新規利用登録】からお進みくたさい イン申請を済ませている方は、ログインID、パスワードの入力により、申請状況 ができます。なお、ログインID及びパスワードは忘れずに保管してくたさい。 ログインID・パスワードをお持ちの方 初めての方	。すでにオンラ を確認すること
申請確認 個人情報の取扱いについて	ログインID(E-mailアドレス)とパスワードを 入れてください。 ログインID: 	
	→パスワードを忘れた方はこちら ※電子メールによるパスワードの通知を希望されない場合は、お手数ですが センターまでお問い合わせください。	電話にてコール

4.画面左側メニューバーより「申請確認」をクリック 5.受付番号をクリックすると、申請済み内容の確認ができます。 ※現在の審査状況は「審査の状況」項目にて、ご確認ください。

・はじめての方へ	NEWS & TOPICS
▶ 申請者情報確認	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(7月分)
◎ ログアウト ト	申請期間:2021/9/9(木)~2021/12/15(水)
<u>鳥</u> 申請する	概要
三 誓約事項	
◆ <u> 些約事項</u>	埼玉県酒類販売事業者寺協力支援金の <u>申請要領はこちら</u> をご確認くたさい。 なお、事業の詳細については埼玉県ホームページ <u>「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金に</u>
<b>1</b> 申請	<u>ついて」</u> よりご確認ください。(外部サイトにリンクしています。)
< ✓ 申請確認	給付対象者
個人情報の取扱いについて	・2021年7月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で15%以上減少している事 業者(売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)

・ はじめての方へ	申請確認
<ul> <li>申請者情報確認</li> <li>〇 ログアウト ・</li> </ul>	申請内容検索 種別 全て ▼ 利用者 全て ▼
<ul> <li>三 申請する</li> <li></li></ul>	受付番号をクリックすると、申請内容の確認が行えます。 確認ボタンをクリックすると、申請内容の確認書が表示されます。 項目タイトルをクリックすると、ソートされます。 操作日時 業社 種別 氏名カナ 申請金額 審査状況 確認
◆ <u>当秋争現</u>	2021/09/08 e1 申請 500,000円 書類受領
∕ 申請確認	2021/09/08 <u>o1</u> 誓約事項 0
個人情報の取扱いについて	2件該当 1/ <u>1</u> ページを表示

## 問合せ先

#### <u>問合せ先</u>

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事務局 コールセンター 電話番号:048-658-7701 受付時間:午前9時から午後6時まで(土日・祝日を含む) e-mail:saitama\_shuruihanbai@nta.co.jp